

中部圏地域生活支援拠点等に係る加算について

・・・R3報酬改定

機能区分	機能	内容	加算	事業	単位	条件	拠点届出	加算届出	運営規程記載
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業が、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	緊急時の短期入所施設への調整等	地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援 障害児相談支援	700単位/回	1人につき4回/月	要	市町	要
緊急時の受入・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	緊急利用者の受入、相談支援事業所等との連携	緊急短期入所受入加算	短期入所	180単位/日（福祉型） 270単位/日（医療型）	7日間（最大14日間）	不要	-	不要
		緊急利用者を受入れたことで定員超過して指定短期入所等を提供	定員超過特例加算		50単位/日	10日間を限度	不要	-	不要
		地域生活支援拠点等と位置づけた事業所による短期入所（緊急時に限らない）		+100単位/日	拠点の届出	要	県	要	
		地域生活支援拠点等として位置づけた事業所による緊急時の対応	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	+50単位/回 （緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）、緊急時支援費（Ⅰ）算定時はさらに+50単位）	拠点の届出	要	県	要	
		自立生活援助 地域定着支援	+50単位/日 （緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）、緊急時支援費（Ⅰ）算定時はさらに+50単位）	拠点の届出	要	県	要		
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	障害福祉サービス事業の体験利用	体験利用支援加算	生活介護 自立（機能・生活）訓練 就労移行支援 就労継続支援A型・B型	500単位/日（1～5日） 250単位/日（6～15日）	15日間を限度	不要	-	不要
			体験利用加算		地域移行支援	500単位/日（1～5日） 250単位/日（6～15日）	15日間を限度	不要	-
		地域移行支援事業者との調整等	体験宿泊支援加算	施設入所支援	120単位/日	拠点の届出	要	県	要
		単身生活希望者への体験的な宿泊支援	体験宿泊加算	地域移行支援	300単位/日 700単位/日 +50単位	夜間等の見守り 拠点の届出	不要 要	- 県	不要 要
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等作成	重度障害者支援加算（体制加算）	生活介護（障害者支援施設的生活介護は除く）	7単位/日	強度行動障害者の利用	不要	-	不要
		強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者による個別支援	重度障害者支援加算（個人加算）		180単位/日	1人につき利用者5人			
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	支援が困難な対象者等の支援検討の共同実施、協議会等報告	地域体制強化共同支援加算	計画相談支援 障害児相談支援	2,000単位/月		不要	-	不要